

国家税務総局等 六部門

「非居住者金融口座の税務関連情報のデューデリジェンス管理弁法」

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年5月9日、国税局、財政部、人民銀行、銀監会、証監会、保監会は連名で「非居住者金融口座の税務関連情報デューデリジェンス管理弁法」(国家税務総局、財政部、人民銀行、銀監会、証監会、保監会公告2017年第14号弁法、以下「本弁法」)を公布しました。本弁法は、税務当局による「多国間の自動的な情報交換に関する基準」に対応し、金融機関に非居住者金融口座のデューデリジェンスと税務当局への報告を求めるものです。

1. 政策の背景

G20の委託を受け、OECD(経済協力開発機構)は2014年7月に「金融口座の自動的な情報交換に関する新国際基準」を公開しました。この基準には、国家間の税収情報の共有を強化し、クロスボーダーの脱税行為を防止する狙いがあります。基準は主管当局間のモデル協議書と統一報告基準の2部分から構成されており、その中の統一報告基準は各金融機関が口座保有者の口座情報の識別、収集、報告を行うことについての要求とプロセスをまとめたものです。

中国においても、国務院の批准を経て、基準を導入することを2014年9月に承諾しており、国家税務総局は2015年12月に「金融口座の税務関連情報の自動的交換に関する税務当局間の相互協議」に署名しました。また、国家税務総局は2016年10月14日に「非居住者金融口座の税務関連情報に関するデューデリジェンス管理弁法(意見徴収稿)」を公布し、意見徴収を行いました。本弁法は、多国間の自動的な情報交換基準の導入に関する正式文書であり、実施に関する詳細事項を示したものとなります。

2. 政策の内容

本弁法の公布を受け、金融機関はデューデリジェンスの実施を通じて、非居住者が所有する金融口座を識別、関連情報を税務当局に報告し、報告された内容は各国の税務当局間で共有されることとなります。本弁法では、デューデリジェンスの主体となる金融機関、対象となる金融口座が明確化されています。詳細は下記図表1・図表2をご参照下さい。

【図表1】デューデリジェンス実施主体

実施主体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商業銀行、農村信用合作社等、大衆預金を預ける金融機関及び政策性銀行 2. 証券会社 3. 先物取引会社 4. 証券投資ファンド管理会社、私募ファンド管理会社、私募ファンド管理業務に従事するパートナーシップ企業 5. キャッシュバリューのある保険、あるいは年金業務を取扱う保険会社、保険資産管理会社 6. 信託会社 7. 条件に合致するその他機関
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ご参考) 実施主体とならない 機構	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金融資産管理会社 2. 財務会社 3. 金融リース会社 4. 自動車金融会社 5. 消費金融会社 6. 貨幣運営会社 7. 証券登記決済機構 8. その他条件に合致しない機構
--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【図表 2】デューデリジェンスの実施対象

実施対象	非居住者金融口座： 中国国内金融機構において、非居住者あるいは非居住者がコントロールする消極非金融機構(後述)が開設・保有する金融口座
実施対象となる口座	預金口座、カストディアン口座(例：証券管理口座、金融商品口座、基金口座等)、その他口座(キャッシュバリューのある保険契約、私募ファンドのパートナーシップ権益、等)
実施対象外となる口座	条件に合致する年金口座、社会保障類口座、定期生命保険契約、休眠口座、その他条件に合致する口座

本弁法で規定するデューデリジェンスの対象は、非居住者だけではなく、非居住者がコントロールする消極非金融機構も対象となっています。本弁法では消極非金融機構を下記図表 3 のように定義しています。

【図表 3】消極非金融機構の定義

消極非金融機構 の認定条件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 以下の収入が収入総額の中 50%以上を占める非金融機構(過去 1 年間) 配当金、利子、賃貸料、特許使用料など積極的な経営活動に属さない収入、及びこれらの収入を発生させる金融資産の譲渡収入 ➢ 上記項目に記載されている収入を発生させる金融資産の比率が資産総額の 50%を超える非金融機構(過去 1 年間) ➢ 投資機構の税収居住者国(地域)が金融口座税情報自動交換システムを採用していない場合
消極非金融機構 に認定されない 機構	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上場企業及びその関連会社 ➢ 政府機構及び公共サービス職能を果たす機構 ➢ 非金融機構の株式保有、あるいはサービスや融資を提供するための持株会社 ➢ 成立してから 24 か月未満かつ、業務を展開していない企業 ➢ 清算あるいは再編中の企業 ➢ グループ内の関連機構(非金融機構)のみに融資或いはヘッジ取引を展開する企業 ➢ 非営利組織

本管理弁法によれば、金融口座は個人口座と機構口座、その中で新設口座と既存口座に分けられます。口座の種類によって、デューデリジェンスのプロセスと要求が異なっており、新設口座に対する調査要求はより厳しいものとなっています。口座開設者は税収居住者身分申告文書を金融機構に提供しなければならず、金融機構は開設資料に基づいて合理性審査を実施します。既存口座については、金融機構が既存の資料に基づいて検索を行います。具体的な調査要求については下記図表 4 をご参照下さい。

【図表4】デューデリジェンス調査の実施要求

口座種類		内容	調査要求	期限	
個人	新設	2017年7月1日以降開設	申告文書+合理性審査	2017年7月1日より実施	
	既存	低額	2017年6月30日時点の残高が、100万米ドルを超えない	既存資料を検索(電子)	2018年12月31日までに完了
		高額	2017年6月30日時点の残高が、100万米ドル以上	既存資料を検索(電子+紙ベース)+顧客担当者へのヒアリング	2017年12月31日までに完了
機構	新設	2017年7月1日以降開設	申告文書+合理性審査	2017年7月1日より実施	
	既存	低額	2017年6月30日時点の残高が、25万米ドルを超えない	無し	—
		高額	2017年6月30日時点の残高が、25万米ドル以上	既存資料を検索 一部口座の申告文書	2018年12月31日までに完成

3. 企業への影響

本弁法の公布により、2017年7月1日以降、非居住者・非居住者がコントロールする消極非金融機関は、口座開設を行う場合、申告文書に必要な事項を記入の上、提出する必要があります。名前(名称)、現住所、税収居住者国(地域)、居住者国(地域)、納税者識別コード、出身地、生年月日などを正確に記載しなければならず、一定の負担増が見込まれます。ただし、金融口座のデューデリジェンス結果の共有は、あくまで国家間の情報共有による税源管理強化の手法のひとつであり、納税負担が増加するものではありません。引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室